

# ロールオン・ロールオフ区域等に設置する固定式水系消火装置のための指針に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正理由

火災安全設備コード（FSS コード）第 7 章 2.4 において、車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域に設置される固定式水系消火装置は、当該装置の具体的な指針である MSC.1/Circ.1430/Rev.1 に基づき、主管庁の承認が必要である旨規定されている。本会は FSS コードの同規定を本会規則に取入れている。

MSC.1/Circ.1430/Rev.1 では、当該消火装置が規則ベース又は性能ベースで設計されることを要求している。しかしながら、規則ベースで設計する際の規定の一部について、文言が不適切であるため表現上同指針が対応していない場合があることが IMO において指摘され、その修正案が提案された。

その結果、2020 年 11 月に開催された IMO 第 102 回海上安全委員会（MSC102）において、MSC.1/Circ.1430/Rev.2 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1430/Rev.2 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

ロールオン・ロールオフ区域等に設置する固定式水系消火装置の具体的な指針として MSC.1/Circ.1430/Rev.2 を参照するよう改めた。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## **R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備**

### **R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護**

#### **R20.5 消火**

##### **R20.5.1 固定式消火設備**

-3.を次のように改める。

-3. 規則 **R 編 20.5.1-3.**にいう「他の固定式消火装置」については、“*Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces*” (*MSC.1/Circ.1430/Rev.12*)の第1項, 第2項, 第3項及び第5項の要件に適合すること。

## R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置

### R27.2 工学的仕様

R27.2.3 を次のように改める。

#### R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置

規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、“*Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces*” (MSC.1/Circ.1430/Rev.42) の要件に適合し、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの